

竹富町告示第59号

竹富町観光案内人条例における不利益処分の基準に係る要綱を次のように定める。

令和5年11月2日

竹富町長 前泊 正人

竹富町観光案内人条例における不利益処分の基準に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、竹富町観光案内人条例（令和5年竹富町条例第24号。以下「条例」という。）に基づき、条例違反者に対して行う不利益処分（竹富町行政手続条例（平成9年竹富町条例第13号）第2条第5号に掲げる不利益処分をいう。）に関し必要な事項を定めることにより、条例の目的の実現並びに公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(総則)

第2条 条例に基づき、条例違反者に対して行う不利益処分に関する事項は、条例及び竹富町観光案内人条例施行規則（令和 年竹富町規則第 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱で使用する用語は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(条例違反行為の分類)

第4条 条例違反行為は、その軽重に応じ、別表に定めるとおり、A、B、C、D及びEに分類するものとする。

(過料と命令、免許取消及び免許停止との関係)

第5条 観光案内人が行った条例違反行為について、条例第33条第3項の規定による命令又は条例第36条の規定による免許の取消し若しくは免許の停止を行う場合であっても、当該条例違反行為について、条例第41条の規定による過料処分を併せて行うことを妨げない。

(命令を行うべき場合)

第6条 町長は、条例第33条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、14日以内にその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるものとする。

(免許の停止を行うべき場合)

第7条 町長は、観光案内人が次の各号のいずれかに該当する場合は、免許の全部の効力を停止するものとする。

(1) 観光案内人が、A、B又はCに分類される条例違反行為を行い、かつ当該条

例違反行為に関する条例第33条第3項の規定による命令に係る措置をとらなかったとき。

(2) 観光案内人が、条例違反行為を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するとき。

ア 観光案内人が、当該条例違反行為と同種又は類似の条例違反行為を繰り返して行っているとき。

イ 観光案内人が、罰則の適用がある法令違反行為によって起訴相当として送致されたとき。

ウ 観光案内人が、当該条例違反行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

エ 観光案内人が、当該条例違反に起因するところにより、人の死亡又は行方不明を伴う事故を惹起したとき。

オ ア、イ、ウ及びエに掲げるもののほか、観光案内人が引き続き自然観光事業を行った場合において、事故を防止し、観光旅行者又は町民の生命及び身体を保護する必要があると認められるとき。

(免許の停止期間)

第8条 前条の規定による免許の停止に係る期間は、次の各号に掲げるものとする。

(1) Aに分類される条例違反行為は、180日

(2) Bに分類される条例違反行為は、90日

(3) Cに分類される条例違反行為は、40日

(4) Dに分類される条例違反行為は、20日

(5) Eに分類される条例違反行為は、14日

(不利益処分の加重)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定による免許の停止期間を当該各号のとおり加重することができる。

(1) 条例違反行為をし、免許の一部又は全部の効力の停止処分を受けた者が、当該処分がなされた日から起算して2年を経過する日までの間に条例違反行為を行った場合は、免許の取消し又は前条に基づく免許の停止期間の日数に2を乗じた期間、免許の全部の効力を停止することができる。

(2) 観光案内人が、第7条各号のいずれかに該当する条例違反行為を行った場合で、当該違反行為の態様等から判断し情状が特に重い場合は、許可の取消し又は前条に基づく免許の停止期間の日数に1.5を乗じた期間、免許の全部の効力を停止することができる。

(3) 観光案内人が、条例違反行為を同時に複数行った場合は、該当する免許の停止期間の日数を合算した期間、免許の全部の効力を停止することができる。

2 町長は、前項の規定により算定された免許の全部の効力の停止の期間の日数が180日を超える場合は、その免許を取り消すものとする。

(不利益処分の軽減)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前2条の規定による不利益処分を軽減することができる。

- (1) 条例違反行為について、当該行為に至る経緯の中で情状を酌量する理由があると認められる場合
- (2) 条例違反行為後、自主的な改善措置を講じた等、軽減するに足りる理由があると認められる場合

2 前項の規定により不利益処分を軽減する場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処分とすることができる。

- (1) 免許の取消し 免許の全部の効力の停止90日を下限とした処分
- (2) 免許の停止 免許の停止期間の日数の2分の1の日数を下限とした処分
(過料の金額)

第11条 条例第41条の規定による過料の金額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) A又はBに分類される条例違反行為は、50,000円
- (2) Cに分類される条例違反行為は、30,000円
- (3) Dに分類される条例違反行為は、10,000円
(聴聞又は弁明の機会の付与)

第12条 不利益処分を行おうとする場合の聴聞及び弁明の機会の付与の手続については、竹富町行政手続条例の定めるところによるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月10日から施行する。

別表（第4条関係）

条例違反行為	関係条項	分類
観光案内人による関係法令等遵守義務違反		
うち、西表島エコツーリズム推進全体構想3.1) (4) ① (a) 区分「利用ルール」違反	条例第5条第1項	E
うち、西表島エコツーリズム推進全体構想3.1) (4) ③区分「1日当たりの案内客数等の制限」違反	条例第5条第1項	B
うち、西表島エコツーリズム推進全体構想3.1) (4) ③区分「その他の規制行為」違反	条例第5条第1項	E
うち、エコツーリズム推進法第10条第2項違反	条例第5条第1項	B

観光案内人免許取得義務違反	条例第9条第1項	A
観光案内人免許申請書の虚偽記載違反	条例第9条第2項及び第3項	B
観光案内人免許の条件履行義務違反	条例第10条第1項	C
免許状等の再交付申請書の虚偽記載違反	条例第11条第1項	D
失効した免許状等の返納義務違反	条例第11条第3項、第12条第6項、第14条第2項、第15条第3項	D
失効した免許状等の掲示等禁止違反	条例第11条第4項、第12条第7項、第14条第3項、第15条第4項	C
観光案内人免許変更申請義務違反		
うち、観光ガイドとして従事する者の追加に係る変更申請義務違反	条例第12条第1項	A
うち、営もうとする自然観光事業の種別に係る変更申請義務違反	条例第12条第1項	C
うち、営業所その他自然観光事業を営むために必要な施設に係る変更申請義務違反	条例第12条第1項	D
観光案内人免許変更届出義務違反	条例第12条第2項	E
観光案内人免許変更申請書の虚偽記載違反	条例第12条第3項	B
観光案内人免許変更届出書の虚偽記載違反	条例第12条第3項	D
観光案内人廃業届出書の虚偽記載違反	条例第15条第1項	D
観光案内人による遵守義務事項違反	条例第17条各項	C
観光ガイドによる遵守義務事項違反	条例第18条各項	D
観光案内人による原状回復命令履行義務違反	条例第19条	C
登録引率ガイド選任義務違反	条例第21条第1項及び第2項	A
登録引率ガイド選任認可申請書の虚偽記載違反	条例第21条第3項及び第4項	B
登録引率ガイド選任認可の条件履行義務違反	条例第22条第1項	C

登録証等の再交付申請書の虚偽記載違反	条例第23条第1項	D
失効した登録証等の返納義務違反	条例第23条第3項、第24条第6項、第26条第2項	D
失効した登録証等の掲示等禁止違反	条例第23条第4項、第24条第7項、第26条第3項	C
登録引率ガイド選任認可変更申請義務違反		
うち、登録引率ガイドの追加に係る変更申請義務違反	条例第24条第1項	A
うち、登録引率ガイドが案内又は助言を行おうとする特定自然観光資源の所在する区域の追加に係る変更申請義務違反	条例第24条第1項	B
うち、自然観光事業を営もうとする特定自然観光資源の所在する区域の追加に係る変更申請義務違反	条例第24条第1項	B
登録引率ガイド選任認可変更届出義務違反	条例第24条第2項	E
登録引率ガイド選任認可変更申請書の虚偽記載違反	条例第24条第3項	B
登録引率ガイド選任認可変更届出書の虚偽記載違反	条例第24条第3項	D
登録引率事業者による遵守義務事項違反	条例第29条各項	C
登録引率ガイドによる遵守義務事項違反	条例第30条各項	D
報告徴収、立入検査等の拒否等違反	条例第31条第1項及び第2項	D